

電事連会長 定例会見要旨
(2011年1月21日)

会長の清水です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、今年最初の会見ですので、私ども電力業界の今年の重点課題について申し上げたいと思います。

1. 電力業界の今年の重点課題

正月の新聞各紙を拝見しておりますと、地球環境問題に関係する記事が多く目につきました。やはりこれらへの対応が、今年も私ども業界の重点課題であると考えております。

昨年先送りされたポスト京都の枠組みづくりがまさしく待ったなしの状況を迎え、年末に南アフリカ・ダーバンで開かれるCOP17に向けて厳しい交渉がこれから繰り広げられていくことと思います。

一方、国内においても、地球環境政策の検討や、グリーン・イノベーションによる社会の低炭素化の動きが昨年以上に加速してまいる見通しです。

私ども電力業界は、こうした国内外の動向を注視しつつ、自らも2020年度までに非化石エネルギー比率50%の実現を目指して業界を挙げて全力で取り組んでまいります。

その一例として、資料1に、太陽光発電導入拡大に向けた取り組み事例を紹介しております。

私どもは、2020年度までに、全国の約30地点で約14万kWのメガソーラー発電所の建設を計画しておりますが、昨年までに関西電力や沖縄電力など4プロジェクト・1.2万kWが発電を開始いたしました。

今年も、一覧表にありますとおり、さらに多くの発電所が発電を開始する予定です。

また、出力が安定しない太陽光発電が、将来大量に導入された場合でも、周波数など電気の品質を一定に保ち、安定供給を維持するための技術開発にも着手しています。

資料の右上にあるとおり、昨年中に、全国321箇所に日射量計等の設置を終え、現在

データの収集を行っています。

例えば、資料の右下のグラフは、昨年6月に中部地域で測定した日射量計のデータをグラフ化したものです。

左側の4つのグラフ、すなわち4つの個別地点のデータを見ますと、それぞれ日射量が激しく変動していますが、その右側にある41地点の日射量を平均したグラフでは、変動率は小さくなっております。

これを「平滑化効果」と呼んでいますが、このような分析を全国レベルで行うのは初めてのことです。

こうした太陽光発電の出力変動等に関する私どもの知見は、未だ十分に蓄積されておきませんので、引き続き2011年度末までデータの収集や評価を行い、太陽光大量導入に対応した最先端のシステム開発につなげてまいりたいと考えています。

折しも、昨日、電力各社は、一昨年11月からスタートした「太陽光余剰買取制度」によるサーチャージ（太陽光発電促進付加金）の単価を申請いたしました。

認可されますと、今年の4月からは、太陽光余剰買取による費用負担が初めてお客さまに生じることになります。

電力各社とも、お客さまに混乱が生じないように万全を期してまいりますが、国も責任をもって周知・理解活動をさらに行っていただきたいと思っております。

また、来週24日に開かれる「電気事業分科会」で再生可能エネルギーの全量買取制度の骨格が固まる予定です。

資料2に、今月14日に経済産業省に提出した私どもの意見書をお配りしてあります。

本制度は、将来にわたって国民生活や産業活動に多大な影響を及ぼすものであり、制度導入にあたっては、国が責任を持って、負担水準や負担方法等について、産業界はもとより国民各層に十分ご理解いただくことが大前提であると考えております。

制度が導入された場合でも、国民や産業界への負担の影響や国内関連産業への効果などを常に検証して、柔軟かつ機動的に制度の見直しを検討することが必要だと思っております。

今年の重点課題の2つ目は、原子力の着実な活用と、原子燃料サイクルの確立であります。

原子力の着実な活用については、原子力発電所の新增設やリプレースに加えて、既存のプラントを最大限有効に活用することが、いわゆる3つのEの同時達成のためにも大変重要であります。

新增設では、東京電力・東通原子力発電所1号機や九州電力・川内原子力発電所3号機に進展が見られるほか、今年12月には全国で55基目となる中国電力・島根原子力発電所3号機が営業運転を開始する予定です。

また、先週12日には東北電力に続いて東京電力も、長期サイクル運転の具体的な計画を公表いたしました。

長期サイクル運転は、科学的・合理的な最新の知見等に基づいて一層の安全性向上をめざすもので、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策につながります。

各社とも、安全・安定運転を着実に積み重ねて、既存設備の利用率向上に積極的に取り組んでまいり所存です。

一方、原子燃料サイクルについては、昨年末に関西電力で国内4基目のプルサーマルが実現するなど、着実に進展いたしておりますが、加えて今年は、原子燃料サイクル確立に欠かすことのできない高レベル放射性廃棄物の処分地選定にも、一層力を入れてまいりたいと思います。

国・NUMOとの連携はもちろんです、私どもも各社・業界を挙げて理解活動に取り組み、今年は「さらに一歩進める年」にしたいと考えております。

2. 最後に

昨年末の会見でも申し上げましたが、今年は、現在の電力会社が発足して60年目、いわば還暦を迎える節目の年であります。

原点に立ち戻って脚元をしっかりと固めるとともに、将来を見据えて、今申し上げた課題に果敢にチャレンジしてまいりたいと思います。

エネルギー記者会の皆さまには、今年1年大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

以上

メガソーラーの設置状況および分散型新エネルギー大量導入促進システム安定対策事業について

1. メガソーラーの設置状況

○電気事業者は、2020年度までに全国約30地点で約14万kWの太陽光発電設備を設置する「メガソーラー発電」計画を公表し、20地点、合計約10万kWについては、具体的な計画を公表している。
○これまで、関西電力の堺太陽光発電所の一部(約3千kW)、九州電力のメガソーラー大牟田発電所(3千kW)、四国電力の松山太陽光発電所の一部(約1.7千kW、既設分と合わせて約2千kW)が営業運転を開始し、沖縄電力の宮古島メガソーラー実証研究設備(4千kW)は実証試験を開始している。

■計画公表済のメガソーラー発電(2010年12月末現在)

電力	地点数	概算導入量(千kW)	既設容量(千kW)	運期時期	備考
北海道	1	1		2011年度	伊達火力発電所構内に建設
東北	3	1.5		2011年度	八戸火力発電所(青森県)構内に建設
		2		2011年度	仙台火力発電所(宮城県)構内に建設
		1		2013年度	原町火力発電所(福島県)構内に建設
東京	3	7		2011年度	神奈川県川崎市に建設(川崎市所有地)
		13		2011年度	神奈川県川崎市に建設(自社所有地)
		10		2011年度	山梨県甲府市に建設(山梨県所有地)
中部	3	7.5		2011年度	武豊火力発電所(愛知県)構内に建設
		1		2010年度	長野県飯田市に建設(飯田市所有地)
		8		2014年度	静岡県静岡市に建設(自社所有地)
北陸	4	1		2010年度	石川県志賀町に建設(自社所有地)
		1		2010年度	富山県富山市に建設(富山市所有地)
		1		2012年度	石川県珠洲市に建設(自社所有地・珠洲市所有地)
		1		2012年度	福井県坂井市に建設(自社所有地)
関西	2	10	3	2010.10	堺太陽光発電所の一部が完成
		18		未定	大阪府堺市に建設(シャープとJV)
中国	1	3		2011年度	広島県福山市に建設(自社所有地)
四国	1	4.3	2	2010.12	松山太陽光発電所の一部が完成
九州	1	3	3	2010.11	メガソーラー大牟田発電所が完成
沖縄	1	4	4	2010.10	宮古島メガソーラー実証研究設備が完成
計	20	98.3	12		



堺太陽光発電所(関西電力)



宮古島メガソーラー実証研究設備(沖縄電力)

○電力10社では、国の補助を得ながら、2009年度~2011年度の3年間、太陽光発電大量導入時の系統安定化検討に必要となる、太陽光発電の出力変動に関する研究を実施。

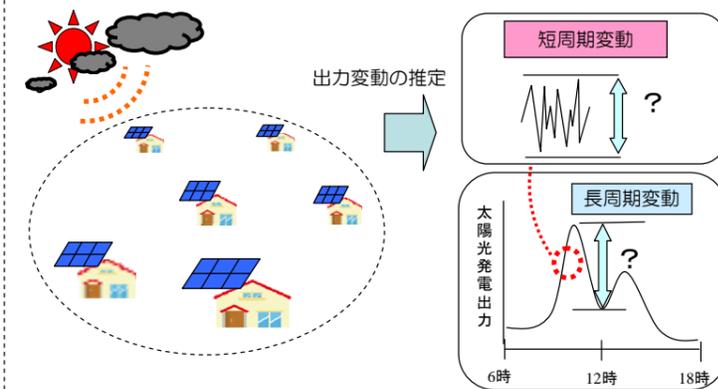
①太陽光発電出力等のデータ収集・蓄積

全国321箇所に日射量計・気温計を設置(このうち、117箇所では太陽光発電出力データも収集)



②データ分析・評価

- ・太陽光発電出力変動と平滑化効果の分析
- ・太陽光発電出力変動の推定手法の検討
- ・太陽光発電出力変動の推定・評価



■スケジュール

	2009年度	2010年度	2011年度
(計測器設置)	■	■	■
データ収集・蓄積	■	■	■
データ分析・評価	■	■	■
	中間報告	中間報告	最終報告

■成果の適用

- ・太陽光大量導入時の電力系統へ与える影響評価
- ・太陽光発電出力の把握、予測技術
- ・需給運用システムの開発等

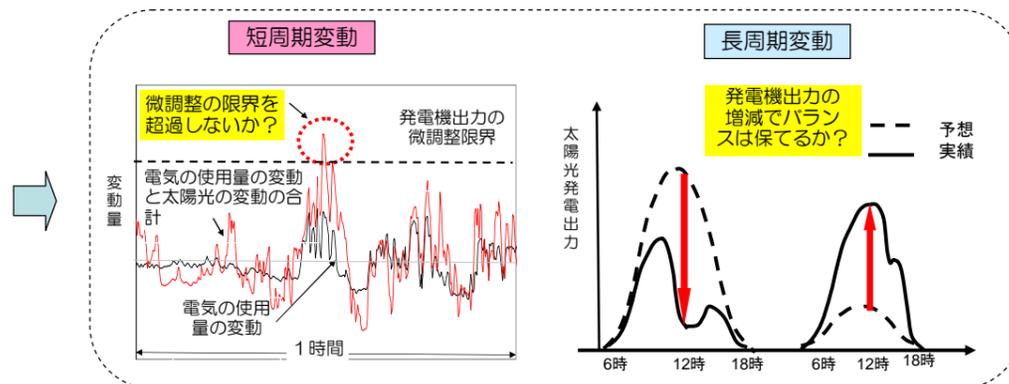
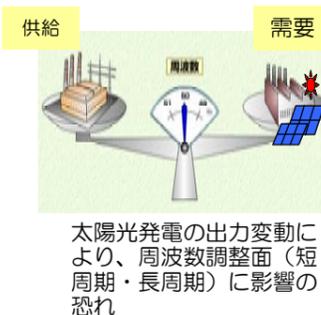
(2) 事業の進捗状況

○日射量計などの計測器の設置は完了し、現在、太陽光発電の大量導入時における出力変動を広域的に推定する手法を検討中。短周期変動については、先行的に設置した地域のデータ分析により、一定の平滑化効果が確認できている。
○今後、全国のデータにより、長周期変動も含め分析を進める。

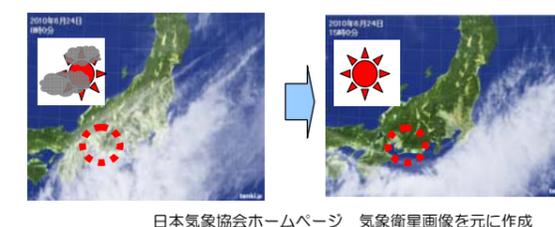
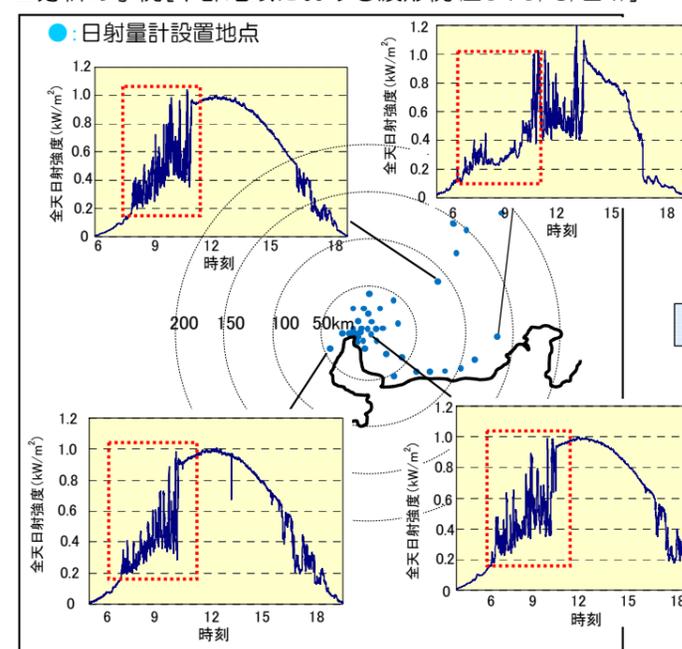
2. 分散型新エネルギー大量導入促進システム安定対策事業の進捗状況

(1) 事業の概要

○電力の安定供給のためには、需要と供給を時々刻々とバランスさせることが必要である。しかし、大量の太陽光発電が導入されると、太陽光発電の出力変動が加わり、トータルの変動量が拡大するため、電力の安定供給を維持するための技術開発が必要となる。しかし、太陽光発電出力変動に関する知見が十分ではない。
○このため、太陽光大量導入時の系統安定化検討に必要となる①太陽光発電出力等のデータ収集・蓄積、②データ分析・評価を実施。

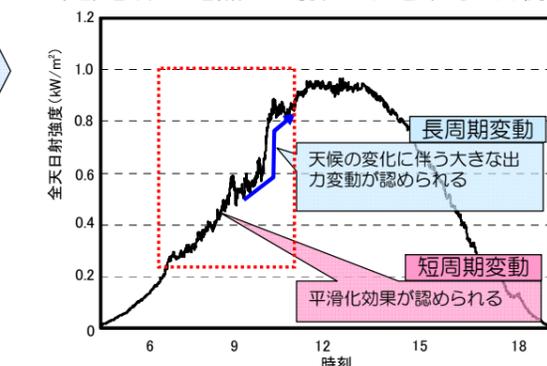


■分析の事例[中部地域における波形例(2010/6/24)]



日本気象協会ホームページ 気象衛星画像を元に作成

■中部地域41地点の日射データを平均した例



経済産業省では、2010年12月24日から2011年1月14日において「総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会報告書（案）」に対する意見募集を行いました。電気事業連合会としては、本資料にある意見を1月14日に提出いたしました。

「総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・ 電気事業分科会 買取制度小委員会報告書（案）」に対する意見

【再生可能エネルギーの全量買取制度に対する基本的考え方】

- 再生可能エネルギーの全量買取制度は、将来にわたって国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすものである。年間5,000～6,000億円と試算されている負担の水準や負担の方法等について、産業界をはじめ国民各層に十分ご理解いただくことが、制度導入の大前提である。
特に、全量買取制度以外にも、地球温暖化対策のための税が平成23年度に導入される予定であり、現下の厳しい経済情勢の下で、環境対策のための国民負担として受容可能なものか、グリーンイノベーションとして将来の成長につながる効果がどの程度期待できるものか、国民の理解と納得を得る必要があり、今後、国が責任を持って一層の周知・理解活動を行っていくべきである。
- 制度を導入した場合でも、国民や産業界への負担の影響、再生可能エネルギーの導入実績やコスト動向、国内関連産業への効果などを常に検証して、柔軟かつ機動的に制度の見直しを行うことが必要不可欠である。

【買取費用の負担方法について】

- 「国民全体で低炭素社会を実現する」、「グリーンイノベーションを実現する」という政策目的に鑑みれば、再生可能エネルギーの買取費用は「電気料金」によって電気の使用者のみが負担するのではなく、税その他の方法で広くエネルギー消費全体で負担する制度とすべきである。昨年7月の「制度の大枠」とりまとめにおいて、現実的な方法としてやむを得ず電気料金への上乗せが選択されたものであり、制度導入後の機動的な見直しの中で、改めて検討いただきたい。
- なお、買取制度導入に伴って、負担軽減を考える必要が生じる場合は、制度全体の負担総額を軽減するような措置を検討するべきであり、国民全体の納得性という観点から、需要家間の公平性に十分配慮すべきである。

【各論】

- 「発電設備の要件の担保方法」(2 ページ) については、客観的で透明性の高いことが重要であり、そのためには国が要件に該当しているか否かについて確認を行う仕組みとすべきである。
- 「太陽光発電の買取方式」(4～5 ページ) について、現行制度との整合をとること、制度の簡明性を確保することが重要であり、住宅用と非住宅用の区分は、現行制度と同じく、低圧供給を住宅用とすべきである。また、住宅用太陽光の買取については、選択制にした場合、配線方式の確認など制度の複雑化による現場の混乱が懸念されること、省エネインセンティブの観点も重要であることから、選択制ではなく余剰買取制度に統一すべきである。
- 「買取価格」(5～7 ページ) について、太陽光発電以外の電源については、市場メカニズムを活用する観点から、6 ページに記載のとおり一律価格とすべきで、制度導入後の効果検証の中で、コスト動向を検証し、低減努力を促すべきである。
一方、太陽光発電の買取価格については、現行制度を設計した買取制度小委員会取りまとめ(平成 21 年 8 月 25 日)で、「今後 3～5 年以内に太陽光発電システムの価格を半額程度にすることを目指す」と明記されている。太陽光発電のシステム価格のコストダウンを早期に実現することは極めて重要であるので、今回のとりまとめにおいても現行制度と同様、買取価格を段階的に低減させていく方針を明確に示すべきである。
- 「RPS 制度」(8 ページ) について、報告書案に記載のとおり、全量買取制度の導入に伴い、RPS 法は廃止すべきである。また、RPS の次期目標量については、平成 24 年度以降に RPS 法が廃止されるのであれば、平成 23 年度までの目標は、現行のものをそのまま適用すべきである。
- 「既設の扱い」(9 ページ) について、買取措置の対象とする設備の運転期間の特定は、客観性の確保が重要であるため、国が行うべきである。
- 「円滑な制度移行」(17～18 ページ) について、買取費用をご負担いただく国民各層や電力の現場に混乱が生じないように、制度の導入にあたっては十分な配慮が必要である。特に、負担の水準や負担の方法など買取制度自体の国民に対する丁寧な説明が重要であり、周知・広報活動は、相応の周知期間を設けて国が十分に行うべきである。さらに制度の適用に関する苦情処理は、国自身が責任を持って行っていただきたい。

以 上